

第3次名張市男女共同参画基本計画 具体的施策項目及び具体的施策の内容（案）

資料1-3

基本目標	重点課題		施策の方向	番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
男女共同参画意識の確立	①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	1	家庭・地域における男女共同参画の意識づくり	1	市広報、ホームページ等のメディアを通じた市民への意識啓発	広報なばりでの特集記事掲載や市ホームページ、庁内掲示板、 F M ラジオ など、あらゆるメディアを通じて、意識啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
				2	市民や市民活動団体等との協働による意識啓発	市民や市民活動団体などと協働・連携して、男女共同参画に関する行事やフォーラムイベントの開催などの啓発を行います。	
				3	「男女共同参画を考える日」を活用した意識啓発	性別による固定的な役割分担意識や社会制度・慣行の見直しなどのため、毎月22日の「男女共同参画について考える日」を活用してに合わせて、庁内インフォメーションパネルや庁内広告モニターなどを活用し啓発メッセージを発信します。	
				4	男女共同参画センターでの情報発信、意識啓発	男女共同参画センターを事業推進の拠点として、学習・交流・相談などの場を提供するとともに、情報収集や「参画つうしん」などの情報提供による意識啓発を行います。	
				5	市民、市民活動団体や地域への意識啓発	男女共同参画に関するイベントや出前トークの開催などを通じて、市民や市民活動団体、地域への意識啓発を行います。	
				6	任意団体などへの支援や連携による啓発	任意団体や地域づくり組織などへの支援や連携により、市民への意識啓発を行います。	
				7	市民活動団体等への情報発信	男女共同参画意識の向上を図るため、市民活動支援センターで情報収集、情報交換、交流の場の提供を行います。	地域経営室協働のまちづくり推進室
	2		働く場における男女共同参画の意識づくり	8	働く場における男女共同参画意識の普及啓発	関係機関と連携して、女性活躍推進法や、男女の均等な雇用や待遇に関する法制度、ガイドラインの周知などの普及啓発や男女共同参画を進めている企業の事例紹介など、事業所への啓発を進めます。	商工経済室
	②あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解と国際的協調	3	子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成	9	男女平等教育・保育の充実	家庭支援推進保育士と人権・同和教育推進教諭が中心となって、幼児がお互いを尊重し認め合うことの大切さに気づくことができるよう、男女平等保育・教育を進めます。	保育幼稚教室・学校教育室
						人権教育担当者や道徳教育推進教師が連携して、年間指導計画に位置づけ、総合的な学習の時間、家庭科、道徳科、特別活動などを活用し、男女共同参画・男女平等を視点とした授業を進めます。	学校教育室
				10	キャリア教育の推進	総合的な学習の時間を中心としたキャリア教育のなかで、男女の性にとられず、個性に応じた将来への展望を持たせられるよう、授業を行います。	学校教育室
				11	進路指導での働きかけ	進路指導のなかで、男女共同参画の視点での将来展望を持たせると同時に、保護者に対して男女共同参画の視点での進路指導のあり方を説明します。	
				12	教育・保育関係者への研修の実施	各製の年間研修計画に男女共同参画研修を位置づけ、定期的・継続的に研修を実施します。	保育幼稚教室
						男女共同参画・男女平等についての校内研修を実施します。	学校教育室
		4	家庭・地域社会における教育、学習の推進	13	地域での研修の実施	地域づくり組織主催の研修において、男女共同参画の意識づくりに結びつく講座の開催を働きかけます。	地域経営室協働のまちづくり推進室
				14	地域活動への参画の推進	男女を問わず、地域活動を始めるきっかけとなる講座やイベントを開催します。	文化生涯学習室
				15	保護者への啓発活動	懇談会や保育参加、研修会の開催など、保護者を対象とした男女共同参画を推進するための啓発活動を進めます。	保育幼稚教室
						研修会や学級懇談会などの、PTA活動などを通して、保護者への啓発を進めます。	学校教育室
		5	国際的協調の推進	16	国際的協調に関する情報の提供	国際的協調に関する情報を収集して、市の施策に反映させるとともに、市民への情報発信に努めます。	人権・男女共同参画推進室
				17	外国人世帯や国際結婚をした世帯への交流支援	外国人世帯や国際結婚をした子育て中の父母が、生活様式や文化、風習が違ふことで戸惑いを感じたことなどを語り合う場を設定し、交流を支援します。	健康・子育て支援室 保育幼稚園室
				18	国際理解教育の推進	A L T（外国語指導助手）を派遣し、英語科の授業充実と外国語活動・外国語の授業充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図ります。	学校教育室

基本目標	重点課題		施策の方向	番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
あらゆる分野における男女共同参画の推進	③政策・方針決定過程への女性の参画拡大	6	行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	19	女性職員の活躍推進（推進計画関係）※	女性の視点による新たな発想や価値観を施策などに反映し、市民サービスの向上につなげられるよう、女性職員が政策形成過程に参画できる機会を拡大するとともに、職員一人ひとりの適性に合ったキャリア・アップ支援を進めます。	人事研修室
				20	人材の適正配置	職員の意欲と能力の把握に努め、性別にとらわれない適材適所の人事配置、昇進管理を行います。	
		7	審議会等における積極的な女性の登用	21	審議会等委員に占める女性委員の割合の向上	指針に基づき、「男女いすれかが40%を下回らないこと」を目標に、男女の委員をバランスよく登用するよう働きかけます。	行政・デジタル改革推進室
		8	事業所・地域におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進	22	地域への啓発・支援	男女共同参画に関する講座や出前トークの活用について周知を行い、地域での意識啓発やポジティブ・アクション（積極的改善措置）への取組を進めるよう働きかけを行います。	人権・男女共同参画推進室
				23	事業所へのポジティブ・アクションの働きかけ	管理職への女性登用など、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の有効性の周知及びその取組への働きかけを行います。	商工経済室
	④地域における男女共同参画の推進	9	地域づくり組織等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	24	PTA活動における女性リーダーの参画への働きかけ	PTA活動において、女性が役員などリーダーとして参画しやすい環境づくりへの働きかけを行います。	人権・男女共同参画推進室
				25	女性の参画拡大に向けた地域活動団体への働きかけ	「名張ゆめづくり協働塾」の開催などを通じて、男女を問わず、多くの人が地域の活動などに参加しやすい環境づくりへの働きかけを行います。	地域経営室協働のまちづくり推進室
		10	人材育成地域における男女共同参画推進のための講座等の実施	26	講座や学習機会の提供による人材育成	女性が地域での方針決定の場に参画し、責任を担うことができるよう、各種講座や研修会などの学習機会を提供し、人材育成を行います。	人権・男女共同参画推進室
				27	研修会の開催や運営ボランティアの育成による人材育成地域での研修会の実施	「名張ゆめづくり協働塾」を開催し、男女を問わず多くの人が地域の活動などに参加できるよう人材育成を行うとともに、地域での研修会の運営ボランティアを育成します。います。性別や世代の垣根を越え、誰もが主体的に参画できるスキルと意識を育みます。	地域経営室協働のまちづくり推進室
	⑤働く場における男女共同参画の推進	11	雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保	28	企業訪問等による各種制度の周知・啓発	関係機関との連携による企業訪問の実施や出前トークなどにより、男女雇用機会均等法や育児休業法などの周知・啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
				29	事業所アンケート調査の実施	事業所へのアンケート調査を定期的の実施するとともに、調査結果をもとに施策への反映に努めます。	
				30	事業所・市民への情報提供	事業所・市民への女性活躍推進法など労働に関する法律制度の情報提供や、国・県が開催するセミナーへの参加を促すなどの取組周知を行います。	商工経済室
				31	労働相談窓口の周知	労働に関する相談窓口の周知やハローワークなど関係機関との連携を図ります。	
				32	就業条件向上の啓発	パートタイマー・派遣労働者など、非正規雇用の就業条件の向上について、事業所・市民への啓発を行います。	
				33	若者への就労支援	いが若者サポートステーションと連携し、若者の就労に向けた支援を行います。	
		12	農林業、商業等の自営業者への支援	34	女性農業委員の複数確保	女性農業委員の継続確保及び増加を図ります。	農業委員会
				35	農林業・商工業等自営業者への意識啓発・支援	農林業に従事している女性が、経営や意思決定の場へ参画できるよう、意識啓発やエンパワメントのための支援に取り組みます。	農林資源室
						商工業など自営業に従事している女性が、経営や意思決定の場へ参画できるよう、意識啓発やエンパワメントのための支援に取り組みます。	商工経済室
		13	女性の就労・能力開発のための支援	36	女性リーダーの育成支援	事業所に対し、女性管理職の登用を働きかけるとともに、女性の意識改革に向けた研修会の開催を働きかけの周知を行います。	商工経済室
				37	創業のための支援	女性の創業成功事例を紹介するなど、潜在的な創業意識を掘り起こす取組を進めるとともに、創業希望者に対する専門家による支援などを実施しの周知を行います。	商工経済室
				38	就業相談・就労支援	ハローワーク、県などが実施している女性のための相談窓口就職相談の周知など、女性の就業相談や就労支援に努めを行います。	
				39	再就職への支援	再就職への支援のための講座・セミナーの受講を働きかける周知を行うとともに、技術取得や能力開発支援に関する情報提供の周知を行います。	

基本目標	重点課題		施策の方向	番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
家庭 生活と 社会 活動の 両立 支援	⑥防災における男女共同参画の推進	14	防災分野における女性の参画拡大	40	女性リーダーの育成による地域共助力の強化	防災意識の高揚と女性リーダーの育成のため、地域での防災訓練を継続実施し、地域共助力の強化を図ります。	危機管理室
				41	防災における意思決定の場への女性の参画拡大	地域で実践活動できる女性リーダーの養成や、災害対応及び防災対策に関する会議などへの女性の積極的な登用を図ります。	危機管理室 消防総務室
		15	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	42	男女共同参画の視点に立った防災・避難所運営体制等の確立	男女共同参画の視点に立った防災対策や避難所の開設・運営ができる体制を確立するとともに、防災講習会などを通じて市民に啓発します。	危機管理室
				43	地域防災活動への女性の参画促進	地域の自主防災組織と連携し、地域防災活動における女性の活動範囲を広げるなど女性の参画を促進します。	危機管理室 消防総務室
				44	家事・子育て等への男性の参画促進	市民活動団体や関係機関と協働して、料理や家事・子育てなど、家庭内における固定的な性別役割分担意識の見直しにつながる講座などを開催します。	人権・男女共同参画推進室
						父親のための子育て広場を開催し、子育ての話をしたり、親子で遊んだりできる父親たちの交流の場などを提供します。	健康・子育て支援室 保育幼稚園室
						妊娠中に父親のための出産・育児に関する健康教育の教室を開催し、父親の主眼的な家事・育児参加を促します。	健康・子育て支援室
	⑦ワーク・ライフ・バランスの推進	16	男性の積極的な家事・育児・介護への参加	45	家事・子育て・介護に関する情報提供と相談支援体制の充実	支援が必要な高齢者や障害者等への早期からのに関わりや、適切な情報提供や支援など、重層的・包括的な相談支援体制の充実を図ります。適切な介護予防や必要な支援につなげるなどの情報提供と、介護など相談支援体制の充実を図ります。	地域包括支援センター
				46	事業所への啓発	男女がともに働きやすい就労環境を整えるため、企業訪問や県が実施している認証制度の周知を通じて、事業所などへワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
		17	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	47	育児休業制度等を導入している事業者への優遇	入札時の格付けランクの加点項目に、育児休業や介護休業制度を導入している事業者を設定します。	契約管財検査室
				48	「女性活躍推進法」等に基づく「名張市特定事業主行動計画」（推進計画関係）※	男女がともに支え合い、安心して出産・育児を行い、円滑に職場復帰した後、仕事と子育ての両立ができるよう、職場としてのサポート体制の確立と支援制度の充実を目指します。	人事研修室
				49	ワーク・ライフ・バランスの推進（推進計画関係）※	職員が、それぞれのライフステージにあったワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいを持って働けるよう、支援制度などの活用を促進するとともに、職員の意識・職場風土の醸成や働き方の改革など、仕事と生活の両立のための環境づくりを進めます。	商工経済室
				50	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直し等の啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、時間外労働の是正やフレックスタイム、ワークシェアリングの制度紹介などの啓発を行います。	
				51	「 「女性がいきいきと働いているみえの働き方改革推進企業」 表彰・認証制度の周知	県の「 「女性がいきいきと働いているみえの働き方改革推進企業」 表彰・認証制度などの周知に努め、男女がともに働きやすい職場づくりを働きかけます。	
				52	「事業主行動計画」策定の啓発	事業所に対して計画策定に関する情報提供を行い、計画策定を働きかけます。	

基本目標	重点課題		施策の方向	番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
家庭生活と社会活動の両立支援	⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備	18	安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実	53	「名張版ネウボラ」の推進	妊娠中から継続的に身近なところで相談を受け、支援ができるよう、医療機関や地域づくり組織、子育て支援機関など多様な主体と連携して、子育て支援を行います。 また、地域で安心して子どもを産み育てることができるように、産前産後を通じた支援の充実に努めます。	健康・子育て支援室
				54	相談体制の充実（子ども相談、家庭児童相談、女性相談）	子どもの権利の保障を含め、子どもからの相談、家庭における児童養育や育児などの相談、女性のDVなどの相談に對し的確に対応するため、相談員の確保と資質の向上に努めます。	子ども家庭室
				55	待機児童の解消	就職フェア等の保育士の確保策を講じるとともに、既存の施設や制度を活用し、待機児童の解消に取り組みます。	保育幼稚園室
				56	多様な保育ニーズへの対応	保護者が働きやすい環境を整えるため、休日保育や延長保育、障害児保育を実施するとともに、一時的な保育需要に対しては、一時預かりを実施します。また、病気により集団生活や家庭での保育が困難な場合は、病児・病後児保育を行います。	
				57	発達支援の推進	家族相談・発達支援教室・5歳児健康診査、個別乳幼児特別支援事業などを実施し、発達に課題のある子どもとその家族等への支援を関係機関と連携して行います。	子ども発達支援センター
				58	家庭教育連続講座の充実	家庭教育などをテーマとした保護者向けの市民参加型連続講座を、託児の環境を整えて実施します。	教育センター
				59	子育て支援研修会の充実	発達に課題がある育てにくさを感じる子どもの理解や育ちをサポートするための研修会を、託児の環境を整えて実施します。	
				60	教育よろず相談の充実	子どもに関する悩み、子育てに関する悩みなど、教育に関するさまざまな相談体制の充実を図ります。	
				61	24時間365日の小児二次救急の実施	関西医科大学小児科などの協力ののもと、引き続き小児救急医療センターによる24時間365日の小児二次救急を実施します。	市立病院企画総務室
				62	産科開設のための取組	産科開設のため、医師や医療技術者の確保をはじめ、分娩設備や専用病棟の整備に努めます。	市立病院企画総務室
	19	地域で子どもを育てる環境づくり		63	放課後児童クラブの充実	学校、家庭、地域との連携を強化し、放課後児童クラブの施設の拡充や運営の充実を図ります。	子ども家庭室
				64	子育て広場の充実	地域の子育て広場などで交流や情報交換の場を提供するとともに、保育士、保健師、助産師などによる相談や情報提供を行います。	健康・子育て支援室 保育幼稚園室
				65	子育てサークルの育成・支援	子育てサークルの育成を図るとともに、サークル連絡協議会と連携し、サークル活動を支援します。	
				66	子育て支援員・子育て支援ボランティアの養成・活用	子育て支援員研修を実施し、子育て支援員や子育て支援ボランティアを養成することにより、地域の子育て広場やファミリー・サポート・センター事業を通じて子育てを支援します。	
				67	子どもを守る取組	犯罪や事故などから子どもを守り、 安心安全に過ごせるよう 地域での仕組みづくりを進め、青少年の非行防止と健全育成、地域環境の向上に取り組みます。	文化生涯学習室 子ども家庭室
				68	子どもの居場所づくり	休日や放課後の小中学生の活動拠点（居場所）づくりを推進するため、市・学校・地域が連携して放課後子ども教室を実施します。	文化生涯学習室
				69	ボランティア活動への参加	ジュニアリーダー養成講座の開催やKidsサポータークラブの活動を通じて、青少年の地域ボランティア活動への参加を促進します。	
				70	地域での家庭教育講座の推進	子育てに対する保護者の不安や悩みに対応する相談体制の一環として、 学校や地域 に向向いて家庭教育講座を実施します。	教育センター

基本目標	重点課題		施策の方向	番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備	20	困難な問題を抱える女性や、ひとり親家庭などに対する支援の充実		71	生活困窮世帯の自立支援	複合的な課題を抱えた生活困窮世帯への相談・就労支援・家計支援を実施し、自立を促します。	生活支援室
				72	生活保護世帯の自立支援	生活に必要な扶助を行うとともに、就労可能者への就労支援を行い、自立を促します。	
				73	ひとり親家庭の自立支援事業の推進	ひとり親家庭への子育て支援をはじめ、生活、就学、経済的支援など総合的な自立支援を行うとともに、児童への学習支援を行います。	子ども家庭室
				74	ひとり親家庭相談事業の充実	母子自立支援員がひとり親家庭からの相談を受け、情報提供、助言を行います。	
				新規案1	若年層に対する困難な問題の啓発	若年層に対し、特に望まぬ妊娠や性加害等の若年層に多い問題を中心として、女性特有の困難な問題の予防を図るため、デートDV等に関する普及啓発活動に併せ、DV以外の多様な困難な問題についても啓発する。	人権・男女共同参画推進室
				新規案2	性別を問わず相談しやすい環境の整備	DVに関する相談等、あらゆる問題に対して相談に応じていることを、ウェブサイト上にわかりやすく記載するなど工夫して市民に周知していく。	人権・男女共同参画推進室 子ども家庭室
	21	高齢者、障害者が安心して暮らせる支援の充実		75	地域支え合い事業の推進	支援を必要とする人が抱える生活課題に対するサービス提供を行う有償ボランティア組織の立上げ支援及び充実を図ります。	医療福祉総務室
				76	地域包括ケアシステムの推進	高齢者や障害者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムにより、介護、医療、生活支援などの包括的な支援・サービスを提供します。	介護高齢支援室 地域包括支援センター
				77	障害者の生活環境の整備と自立支援	障害者が地域の中でともに暮らせる生活環境を整備するとともに、障害者の自立とその家族への社会参画に向けた支援を行います。	障害福祉室
				78	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	地域の健康づくり・介護予防の担い手（まちじゅう元氣!!リーダー）や民間事業者との連携により、地域における介護予防活動を推進し、健康寿命の延伸を図っていきます。また、地域住民の自助・互助の意識を醸成していくために、生活支援コーディネーターを継続配置し、地域住民の自助・互助の意識向上及びサービス機能の維持向上を図ります。	地域包括支援センター
⑩男女の人権尊重	22	性別に左右されない人権尊重の意識づくり		79	性別による差別的扱いの根絶に向けた啓発	性別による差別的扱いが人権侵害であることを市民が理解するとともに、自らの課題としてその根絶に向けて取り組めるよう、講座・学習会の実施、市広報などを通じた情報発信、資料作成など啓発を進めます。	人権・男女共同参画推進室
				80	性的マイノリティについて多様な性への理解の促進	性的マイノリティの現状と課題、今後の方策についての理解が深まるよう、関係機関・室と連携して、職員研修や地域での人権学習会のテーマとして取り上げるとともに、リーフレット作成など啓発を進めます。	
	23	メディアなどにおける人権尊重		81	情報発信における人権への配慮とメディア・リテラシー向上に向けた啓発	市の情報発信における男女の人権への配慮と、市民へのメディア・リテラシーを高めるための啓発に努めます。	人権・男女共同参画推進室
				82	広報なばり等の紙面づくりの配慮	人権や男女共同参画に配慮した紙面づくり、ウェブページづくりに努めます。	秘書広報シティプロモーション推進室
				83	有害環境の浄化やメディア・リテラシー向上に向けた啓発	成人向け図書や適正な販売やインターネットの適正利用の啓発を行うとともに、青少年へのメディア・リテラシーを高めるための研修を行います。	文化生涯学習室
				84	メディア・リテラシー教育の推進	小中学校の情報教育担当者を中心として、メディア・リテラシー教育を推進します。	学校教育室

基本目標	重点課題		施策の方向	番号	具体的施策（項目）	具体的施策の内容	担当室
すべての人の人権が尊重される環境づくり	⑪あらゆる暴力の根絶	24	権利侵害についての相談体制の充実	85	男女共同参画に関する相談及び苦情に対する適切な対応	相談及び苦情の申出に対し、必要に応じて男女共同参画専門員の意見を聴くなど、適切に対応します。	人権・男女共同参画推進室
				86	女性弁護士相談の実施	人権侵害などに適切に対応するため、女性弁護士による法律相談を実施します。	
		25	DV防止対策及び被害者支援の充実	87	DV防止への意識啓発	DVを防止するため、啓発物の配布や研修会などの開催を通して意識啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
				88	要保護児童対策及びDV対策地域協議会による関係機関の連携	配偶者暴力相談支援センターや警察など、要保護児童対策及びDV対策地域協議会の構成機関（者）との連携を図るとともに、女性相談員の資質向上に努め、DV対策の対応力を強化します。	子ども家庭室
				89	児童虐待・DV防止対応マニュアルに基づく適切な対応	児童虐待・DV防止対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、DV被害者などへの早急な対応や自立支援などを行います。	
		26	セクシュアルハラスメントなどの防止	90	あらゆる暴力防止のための意識啓発	セクシュアルハラスメントをはじめとするあらゆる暴力を防止するため、啓発物の配布や研修会などの開催を通して意識啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
				91	職員へのハラスメントについての研修・相談窓口の充実	セクシュアルハラスメントなどの防止のため、研修の充実および相談窓口の周知を図ります。	人事研修室
				92	事業所へのハラスメントの啓発	事業所に対して、セクシュアルハラスメントなどの認識と意識改革につながる啓発活動を行います。	商工経済室
				93	教育現場のハラスメントの防止	教育現場におけるセクシュアルハラスメントなどを防止するため、教職員への研修と児童・生徒を含めた相談体制の充実を図ります。	学校教育室
				94	市職員の心身の健康づくり支援	健康診断結果をもとにした保健師による健康相談や、メンタルヘルス研修を実施します。	人事研修室
	⑫生涯にわたる健康の確保	27	生涯にわたる健康の保持促進	95	男女の生涯にわたる健康の保持	地域づくり組織や地域支え合い、まちの保健室の仕組みを生かして、身近なところでの健康づくり活動を実施します。また生活習慣病の発症予防・重症化予防、フレイル予防等についての情報提供を行います。地域づくり組織やまちの保健室などと連携し、身近なところで健康づくりや健康状況に応じた健康情報の提供を行うとともに、健康被害（喫煙、飲酒、薬物）の防止に努めます。	健康・子育て支援室
				96	性と生殖に関する健康・権利の意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の意識啓発と情報提供を行うとともに、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、経済的な理由により生理用品を購入することが困難である「生理の貧困」問題についても、健康的な生活が守られるよう体制整備を行います。	
				97	性感染症の予防	性感染症などを予防するため、互いの性を理解し、正しい知識に基づいて行動できるよう、教育や啓発に取り組みます。	
				98	食育の推進	食生活改善推進員食ボランティアの育成や資質向上を図るなど、「食育推進計画」に基づき、食育の推進に取り組みます。	健康・子育て支援室
				99	健康教育の推進	発達段階に応じた食に関する知識と望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭などによる指導を行うとともに、家庭での食育のあり方などの推進されるよう情報提供などを行います。	学校教育室
						地域と連携して、市民の健康づくりを支援するための環境・仕組みづくりに取り組みるとともに、地域や小中学校と連携して、健康教育に取り組みます。	健康・子育て支援室
						発達段階に応じた性教育やHIV/エイズ教育病気の予防、薬物乱用防止などの健康教育を行うとともに、保護者への啓発を行います。	学校教育室
				100	誰もがスポーツに参加できる親しめる環境づくりと女性指導者の育成	誰もが気軽にスポーツに参加できる親しめる環境を整えるため、スポーツ関連団体等と連携を密にし総合型地域スポーツクラブを育成するとともに、様々なイベントや大会、体験教室の開催や活動場所の提供等を図ります。また、女性指導者の育成を図ります。	市民スポーツ室
				101	女性外来開設のための取組	女性外来開設のため、医師や医療技術者など女性スタッフの確保に努めます。	市立病院企画総務室